

山形北インター産業団地 助成制度

取得区分	産業区分		地域	事業区分	建物・機械設備取得助成金	用地取得助成金	固定償却資産取得助成金	雇用促進助成金
					建物・機械設備取得費用	用地取得費用	土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額	操業開始時までに新規雇用され、1年以上継続雇用された人員
取得型	①	以下の産業に属する製造業 ・半導体関連産業 ・DX・GX関連産業 ・自動車関連産業 ・航空機関連産業 ・ロボット関連産業 ・環境・エネルギー関連産業 ・医療・福祉・健康関連産業 ・食品、農業関連産業	市外	新設	土地・建物・機械設備取得費の20% 限度額 3億円		5年間 (限度額無し)	30万円/人 ※初年度に限る
	②		市内	増設	土地・建物・機械設備取得費の10% 限度額 1億5千万円		3年間 (限度額無し)	30万円/人 ※初年度に限る
	③	上記以外の製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自動車整備業、機械修理業、建設業	市外	新設	-	用地取得費の10% 限度額 1億円	3年間 (限度額無し)	30万円/人 ※初年度に限る
	④		市内	増設	-	用地取得費の10% 限度額 1億円	3年間 (限度額無し)	30万円/人 ※初年度に限る
	⑤	以下の産業に属する製造業 ・半導体関連産業 ・DX・GX関連産業 ・自動車関連産業 ・航空機関連産業 ・ロボット関連産業 ・環境・エネルギー関連産業 ・医療・福祉・健康関連産業 ・食品、農業関連産業	市内	移転 既存用地の産業系利用有	-	用地取得費の5% 限度額 5千万円	1年間 (限度額無し)	30万円/人 ※初年度に限る
	⑥		市内	移転 既存用地の産業系利用無し	-	-	1年間 (限度額無し)	30万円/人 ※初年度に限る
	⑦	上記以外の製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自動車整備業、機械修理業、建設業	市内	移転 既存用地の産業系利用有	-	-	1年間 (1年間の50%を助成)	30万円/人 ※初年度に限る
	⑧		市内	移転 既存用地の産業系利用無し	-	-	-	30万円/人 ※初年度に限る
賃借型	-	立地支援事業者が土地、建物を取得し、借受事業者へ貸付し、事業を実施する場合に助成する	市外 市内	新設 増設 ※移転は対象外	-	-	借受事業者に対し土地・建物賃借料の50%を3年間 (限度額500万円/年)	30万円/人 ※初年度に限る